



島根県報

平成21年11月10日（火）

号外 第 191 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査公表】

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	2
平成20年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置	8
行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置	21

監 査 委 員 公 表**島根県監査委員公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成19年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月10日

島根県監査委員 井 田 徳 義

同 和 田 章 一 郎

同 山 崎 悠 雄

同 山 川 博 司

平成19年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>1 一般会計及び特別会計</p> <p>(1) 総務部</p> <p>① 出納機関等の出納の処理が適当でないもの 情報公開請求に関する書き損じの場合の領収証書（1件）について、本書、控ともに「書損」と朱書し、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。 (総務課)</p>	<p>① 出納機関等の出納の処理が適当でないもの 取扱者に対し指導し、今後は、こうした事例が発生しないように、適切な事務処理に努める。</p>
<p>② 支出事務が適当でないもの 旅費（1名分）の支払いについて、懇親会経費が別途支給されているにもかかわらず、夕食代相当額を控除せず宿泊料の定額が支給されていた。 (消防学校)</p>	<p>② 支出事務が適当でないもの 夕食代相当額1,500円の返納手続きをした。（平成20年6月18日収入済） 今後は、こうした事例が発生しないように、適切な事務処理に努める。</p>
<p>(2) 地域振興部</p> <p>① 物品の廃棄の処理が適当でないもの 小型貨物自動車（1台）について、廃棄処分の伺いはされていたが、会計規則第102条第1項に規定する不用品決定・処分調書が作成されていなかった。 (地域政策課)</p>	<p>① 物品の廃棄の処理が適当でないもの 今後、不用品の決定及び処分を行う際は、会計規則に基づく不用品決定・処分の処理を徹底する。</p>
<p>(3) 健康福祉部</p> <p>① 支出事務が適当でないもの ア 弁理士料に係る源泉徴収所得税の納付（1件）について、法定納付期限後に支払ったために延滞税が発生していた。 (健康福祉総務課)</p>	<p>① 支出事務が適当でないもの ア 左記所得税については、平成18年4月に納付する必要があったが、事務手続きがなされないまま平成19年度に入り、歳入歳出外現金の繰越確認の際に判明したものである。 現在は納付洩れがないよう、所得税納付にあ</p>

	<p>わせて月末に歳入歳出外現金の残高確認を行い、延滞税等生じないよう適切に事務処理を行っている。</p>
<p>イ 旅費（2名分）の支払いについて、用務地の最寄駅から用務地までの車賃が別途支給されているにもかかわらず、交通費等の諸雑費である日当が支給されていた。</p> <p style="text-align: right;">(益田児童相談所)</p>	<p>イ 職員の旅費に関する条例施行規則の解釈及び運用方針の解釈を誤り、用務地までの陸路に基づく車賃だけでは交通費が足りないと思い、日当を支給した。</p> <p>過払いの日当については戻入（収入）処理を行い、以後の旅費支給においては車賃と日当を二重に支給しないよう適切に事務処理を行っている。</p>
<p>② 契約事務が適当でないもの</p> <p>次の契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高等看護学院教育備品（入浴介護実習モデル）購入契約 <div style="text-align: right;">(医療対策課)</div> ・ 障害者チャレンジショップ「すまいる」備品購入契約 <div style="text-align: right;">(障害者福祉課)</div> ・ 本庄工区水質調査における船の借上契約 <div style="text-align: right;">(保健環境科学研究所)</div> 	<p>② 契約事務が適当でないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘を受けて以後、適切な処理を行っている。 ・ 指摘後の契約事務については、職員に周知徹底し、会計規則に則り、請書を徴するよう改善した。 ・ 指摘を受けて以降、会計規則第68条の5の規定により請書を徴し、適切に契約の締結を行っている。
<p>③ 物品の廃棄の処理が適当でないもの</p> <p>衣類乾燥機（1台）について、廃棄処分の伺いはされていたが、会計規則第102条第1項に規定する不用品決定・処分調書が作成されていない。</p> <p style="text-align: right;">(わかたけ学園)</p>	<p>③ 物品の廃棄の処理が適当でないもの</p> <p>廃棄処分の伺い後、担当者が手続きを忘れ、不用品決定・処分調書を作成していなかった。</p> <p>今後、会計規則に即した事務処理を行う。</p>
<p>(4) 商工労働部</p> <p>① 支出事務が適当でないもの</p> <p>旅費（1名分）の支払いについて、懇談会経費が別途支給されているにもかかわらず、夕食代相当額を控除せず宿泊料の定額が支給されていた。</p> <p style="text-align: right;">(観光振興課)</p>	<p>① 支出事務が適当でないもの</p> <p>指摘を受け、夕食代相当額について旅費の返納を行った。</p> <p>今後、再発防止に向けて、旅行命令簿の正確な記載を課内に周知徹底するとともに、決裁時のチェックを厳密に行うよう努める。</p>
<p>(5) 教育委員会</p> <p>① 契約事務が適当でないもの</p> <p>生物顕微鏡（2台）の購入契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていない。</p>	<p>今後は会計規則を遵守し、適切な事務処理に努める。</p>

(吉賀高等学校)

平成19年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
<p>I 一般会計及び特別会計</p> <p>1 資金前渡の適切な執行について</p> <p>資金前渡は、地方自治法施行令第161条に規定があり、経費の性質上、現金支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費について適用されるものであり、現金を取り扱うことから、適切な執行が強く求められている。</p> <p>しかしながら、現金交付が遅れたため資金前渡者が立替払を行ったものや資金前渡整理簿への記載漏れ、受払日等の不正確な記載、資金前渡受領者口座に発生した預金利息の収入手続きがなされていないものなどの不適切な事例があった。</p> <p>また、現行の資金前渡整理簿については、資金前渡受領者と資金前渡者が同一の場合は記載が不要とされていたり、精算にかかる記載欄が様式に設けられていないなど、整理簿としては不十分な点が見受けられる。</p> <p>については、資金前渡にかかる事務処理の明確化のため、分かりやすい様式等について検討するとともに、会計担当職員に対し執行方法、資金前渡整理簿への記載方法、資金前渡受領者口座の管理等について指導を徹底されたい。</p> <p>また、各部主管課においても、部内会計担当職員に対し指導を徹底されたい。</p> <p>なお、各種審議会委員報酬や講師謝金などについて資金前渡で対応しているものにあつては、相手方の理解を得て、可能な限り口座振替払いとするよう努められたい。</p>	<p>(各部主管課、出納局)</p> <p>資金前渡整理簿への記載漏れや受払日等の不正確な記載等不適切な処理がないよう部内各課に周知徹底するとともに、会計担当職員に対し資金前渡の執行方法、資金前渡整理簿への記載方法、資金前渡受領者口座の管理等について指導を徹底する。</p> <p>また、講師謝金などについては、引き続き口座振替払いについて、相手方に周知していく。</p> <p>(各部主管課)</p> <p>資金前渡の適切な執行については、これまで会計検査の場や、新任出納員研修・会計事務職員研修、日常の照会に対する回答等を通じて、事務処理が法令に則って適正に行われるよう指導を行ってきたところである。</p> <p>今後、会計検査においては、不適切とされた事務処理を重点的にチェックするほか、研修においてテキストを新たに作成するなど、より一層指導の徹底を図っていく。</p> <p>資金前渡整理簿の様式については、会計規則の運用通知（第48条関係）により定められており、監査委員の意見を踏まえ、平成20年度末に様式及び記入方法を改めた。</p> <p>(出納局)</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>資金前渡は、公金を職員が直接取り扱うことから、適切な執行が強く求められる。</p> <p>資金前渡整理簿については、今年度出納局が様式改正を行ったことに伴い、その記載や資金前渡受領者口座の適切な取扱いについて、会計担当職員に対し指導に努めていきたい。</p> <p>また、各種審議会に係る経費についても、できる限り相手方の理解を得、口座振替とするよう指導に努めていきたい。</p> <p>(警察本部)</p> <p>資金前渡については、支出の特例として認められたものであり、現金を取り扱うことから適切に執行しているが、引き続き、適切な執行に努める。</p>

	<p>また、資金前渡については、部内の定期監査の際に、資金前渡整理簿と資金前渡受領者口座の預金通帳との照合、預金利息の収入手続きの確認等を実施するとともに、担当職員に対し、適切な管理と取扱いについて指導している。</p> <p>講師謝金など資金前渡で対応しているものについては、相手方の理解を得て、可能な限り口座振替払いとするよう努めている。</p>
<p>2 税外収入に係る未収金対策について</p> <p>平成19年度における県税以外のいわゆる税外収入（負担金、使用料、貸付金等）に係る未収金は、総額では昨年度と比べ7千万円余減少しているものの、25億3千万円余（うち一般会計分1億5千万円余、中小企業近代化資金貸付金21億2千万円余、母子・寡婦福祉資金貸付金1億8千万円余等）にのぼっている。</p> <p>税外収入の未収金対策については、平成17年度に行った定期監査結果報告の添付意見において、債権管理マニュアルを策定し、適切な未収金対策を講じるよう意見を述べたところであり、その後、関係所属においては、概ね債権管理に関する要綱等が制定されたところである。しかしながら、債権回収についての規定が十分でない要綱等が見受けられるとともに、会計規則に基づく督促が行われていないところや債権管理簿が作成されていないところなど、未収金に対する対応が不十分な所属があった。</p> <p>これは、強制徴収までの専門体制を持つ県税部門と違って、債権確保に関する法的な知識、経験を持った職員が少ないことなどによるものと考えられる。</p> <p>については、強制徴収・強制執行までの手続きを含めた標準的な債権管理マニュアルを作成するとともに、税外収入を所管する部局同士の連携・情報交換・研修の実施などを行い、また事案によっては弁護士を活用を含め、未収金のより効果的な徴収対策を推進されたい。</p>	<p>(各部主管課、出納局)</p> <p>未収金対策については、これまでも債権管理マニュアル等を策定するなどして適正な債権管理・債権回収の強化に努めてきたところである。引き続き、出納局が作成した「島根県債権管理マニュアル」を基に、他部局とも連携を取りながら、未収金対策に取り組むこととしている。</p> <p style="text-align: right;">(各部主管課)</p> <p>債権管理に関する事務の処理手続きについては、これまで主に、指導や質疑応答を通して行ってきたところであるが、より一層債権管理の適正を期するため、平成20年12月8日に「島根県債権管理マニュアル(税外債権管理マニュアル)」を策定した。また、庁内の債権管理に関する連携・情報交換の場として平成21年1月23日付けで「島根県債権管理連絡会議設置要綱」を制定し、平成21年2月4日同会議を開催した。</p> <p>また、平成21年2月に職員を対象に、債権管理についての研修を実施した。</p> <p>なお、平成21年度から新たに債権管理を担当する職員を対象とした外部講師(弁護士等)による債権管理に関する研修を行うこととしている。</p> <p>今後、会計検査等や当該マニュアルを活用して、債権管理が適正に行われるよう指導を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(出納局)</p> <p>(教育庁総務課)</p> <p>未収金対策については、これまでも債権管理マニュアル等を策定するなどして適正な債権管理・債権回収の強化に努めてきたところである。</p> <p>今後も引き続き、出納局が作成した「島根県債権管理マニュアル」を基に、知事部局等との連携や債権管理研修会を開催するなど、未収金対策に取り組むこととしている。</p> <p>(警察本部)</p> <p>警察における未収金については、放置違反金にかか</p>

	<p>るものと訴訟費用償還金があるが、いずれも債権管理簿を作成し、規定どおり督促や強制執行を実施し未収金の徴収に努めている。</p>
<p>3 マイレージの取扱いについて</p> <p>公務により航空機に搭乗した際のマイレージの取扱いについては、平成20年7月2日付けの人事課長通知により、マイレージの取得及び私的使用を自粛することとしている。</p> <p>しかしながら、マイレージサービスは航空会社の顧客サービスとして広く社会一般に普及していること、また県財政は依然として厳しい状況にあることから、このような民間サービスを積極的に活用することが必要と考えられる。</p> <p>については、航空機を利用した出張が一定程度見込まれる管理職を当面の対象とし、マイルを無料航空券と引き換えるサービスを活用することについて検討されたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>公費(旅費)の節減の観点から、職員のマイレージサービスの有効活用を行うよう通知した。</p> <p><H20.12.11人第919号総務部長通知></p> <p>(具体的取扱)</p> <p>(1) マイレージサービスへの入会及びマイルの取得</p> <p>職員は、マイレージサービスに積極的に入会し、出張の際はマイルを取得するように努める。</p> <p>(2) 取得したマイルの取扱い</p> <p>ア 公務により取得したマイルが無料航空券と引き換えできる場合は、マイルを無料航空券と引き換え、これを利用するよう努める。</p> <p>イ 公務により取得したマイルについては、私的使用を自粛する。</p> <p>(参考)</p> <p>取得したマイルを、無料航空券と引き換え、公務利用した実績：4件</p>
<p>4 公用車のリース方式の導入について</p> <p>公用車については、平成19年度末で、特殊自動車を除く自動車を831台所有し、出納局で99台、各所属で732台を管理している。</p> <p>県財政が厳しい状況にあつて、徹底した行政の効率化・スリム化が求められており、公用車については今後も組織や業務の変化に対応した見直しに取り組むとともに、車検・点検費用など直接的な経費の削減に加え、事務負担の軽減など間接的な経費の削減に取り組む必要がある。また、車両の小型化や低公害車の導入促進など環境に配慮した取組が求められている。</p> <p>このような公用車に係る諸課題に対処するため、全国的にリース会社が公用車の管理と維持の業務を行うリース方式が導入されてきている。</p> <p>については、公用車の管理経費の削減と事務負担の軽減、さらには地球温暖化対策の推進の観点からリース方式の導入について検討されたい。</p>	<p>(人事課、財政課、出納局)</p> <p>公用車の更新については、購入後12年経過かつ走行距離12万k m以上(軽自動車は8年かつ8万k m以上)を更新基準としている。地球温暖化対策としての新車への買い換えが求められていることも承知はしているが、更新基準に達し、かつ使用に耐えられなくなった車両から順次更新を行っていくこととしている。</p> <p>なお、リース方式と買い取り方式を比較検討した場合、リース方式は購入・処分や点検等にかかる事務負担の軽減などがメリットとして挙げられるが、業者側の利益や金利負担等に加え、1台の車両を耐用年数を大幅に超えて使用している現状と比較すれば、修繕費負担リスクがリース料として上乗せされることから、管理経費はリース方式の方が高額となると見込まれる。</p> <p>したがって、当面は、従来どおり買い取り方式とし、これまでも取り組んできた公用車の配置台数の見直しに努める。</p> <p>※公用車の配置台数の見直し</p> <p>走行距離：[現保有車両の年間走行距離÷1万k m/年]を各所属の配置基準台数として、その基準台数を超える公用車については、原則削減す</p>

<p>5 企業立地促進助成金（雇用助成）の運用について</p> <p>島根県企業立地促進条例に基づく企業立地促進助成金については、それまでの企業の一定額以上の増加固定資本額に対する投資助成に加え、平成17年度に常用従業員10人以上の雇用増（一部業種は5人以上）に対し雇用助成制度を新設し、企業からの申請に基づき増加常用従業員数を確認のうえ、平成18年度から助成金が交付されている。</p> <p>平成18年度及び19年度に助成金を交付された10社の増加常用従業員数について、交付後半年の間に従業員がさらに増加している企業もある反面、半数の企業では減少していた。中には交付後1年で助成金交付要件の増加常用従業員数を下回るまで減少した企業もある。</p> <p>交付の目的が、企業の立地を促進することにより、雇用機会の増大を図り、定住促進に寄与することからすると、交付後短期間のうちに従業員が大きく減少することは、交付の趣旨を損なうことになりかねないものであり、交付時の審査も含め雇用助成のあり方について検討されたい。</p>	<p>る。（H17、H19実施）</p> <p>（企業立地課）</p> <p>平成21年3月27日付け島根県告示第225号で島根県企業立地促進助成金交付要綱を一部改正（平成21年1月1日施行）した。</p> <p>従来より、虚偽の方法によって助成金の交付を受けたことが明らかである場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期間を定めて返還を命ずることができたが、この改正により「助成金交付後、正当な理由無く、事業を廃止し、休止または著しく縮小したこと」に該当する場合にも、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期間を定めて返還を命ずることができることを追加した。</p> <p>（島根県企業立地促進助成金交付要綱第8条「助成金の返還等」）</p>
<p>6 児童・生徒の体育・課外スポーツ活動等における事故防止について</p> <p>近年、学校管理下における熱中症は、全国的にも急増している状況にある。大阪府内の学校では平成19年度に熱中症による死亡事故まで発生している。</p> <p>県教育委員会では、熱中症事故の防止について国からの依頼を受け、県立学校長あてに適切な対応を徹底するよう、毎年文書で通知がされている。</p> <p>しかしながら、本県においても最近、高等学校の部活動中に熱中症により入院する事故が発生している。</p> <p>については、県立学校における熱中症の発生実態把握や予防に不可欠な各種温度計の配置状況を踏まえ、実効性のある対応に努められたい。</p> <p>また、熱中症のみならず、児童・生徒の生命に関わる学校管理下の体育・課外スポーツ活動等における事故の防止についても適切な対応に留意されたい。</p>	<p>（義務教育課、保健体育課）</p> <p>スポーツ活動等における熱中症事故対応については、「島根県立高等学校規程」及び「教育現場における突発事故について」（平成17年4月1日島教総第86号）において、教育委員会への報告義務を定めている。</p> <p>熱中症の具体的な事故防止対策としては、これまで「プール管理研修」、「健康教育（学校安全）研修」などにおいて教員に対して注意喚起を行っているが、平成21年7月6日付け島教総第259号「夏季休業中における教職員の服務、学校の施設管理、生徒指導等について」において、温度・湿度の状況に注意を払う旨の文言を加えたところである。</p> <p>また、平成21年3月には、学校安全資料DVDを各小学校及び特別支援学校に配布し、熱中症をはじめ事件・事故災害への指導に役立てるよう依頼している。</p> <p>さらに、各県立学校及び各市町村教育委員会に対し、熱中症の事故防止について、対応例の資料を示し、各学校で温湿度計を設置して適切な措置を講ずるよう指導を依頼（平成21年7月3日付け島教義第487号）した。</p>

	<p>学校管理下の事故防止については、平成19年度からAEDを使った心肺蘇生法の研修を、健康教育（学校安全）研修の中で毎年、教員の実践的対応力を高めるため指導を行っている。</p> <p>今後も、熱中症をはじめ学校管理下の事故防止について、具体的対応を示しながら指導を行っていくとともに、温湿度計設置状況の実態調査を行い、その結果を踏まえながら、各県立学校に温湿度計等の設置をしていく。</p>
<p>7 職員定期健康診断における要精密検査者の受診率向上について</p> <p>平成19年度の定期健康診断受診率は95.2%であり、ここ数年90%台で推移している。定期健康診断受診者に対する有所見者の割合は増加しており、平成19年度は79.2%に達している。また、要精密検査者の割合は一時減少傾向にあったが、ここ2年増加し、平成19年度は30.7%となっている。</p> <p>要精密検査者のうち、実際に精密検査を受診した者の割合は増加しているものの平成19年度は46.6%であり、精密検査が必要な者の半数以上が依然として未受診の状況となっている。</p> <p>労働安全衛生法では、事業者は労働者に対し医師による健康診断を行わなければならないことを義務づけるとともに、この結果に基づき労働者の健康を保持するために必要があると認めるときは適切な措置を講ずること等、職場における取組を規定している。</p> <p>については、職員自身による健康管理はもちろんであるが、事業者として職員の健康状況を的確に把握し、必要な場合に適切な措置を講ずるために、精密検査の受診率向上に努められたい。</p>	<p>(人事課)</p> <p>精密検査対象者については、結果通知に併せ、本人及び所属長に対し精検受診の呼びかけを行っているところである。</p> <p>また、一定期間経過後、所属長及び精検未受診者本人に文書により受診勧奨を行うとともに、精検未受診者のうち、特に必要と認められる者については巡回相談の対象とし、直接受診勧奨を行っているところである。</p> <p>更に、昨年度は、所属長及び未受診者本人に対して2月末に再度受診勧奨を行ったところである。</p> <p>平成20年度の精検受診者は47.4%と平成19年度（46.6%）と比べてやや上昇したところであるが、依然として半数以上が未受診であり、引き続きあらゆる機会を通じて受診率向上に努めていきたい。</p>

島根県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成20年度財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事及び島根県教育委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月10日

島根県監査委員 井 田 徳 義
 同 和 田 章 一 郎
 同 山 崎 悠 雄
 同 山 川 博 司

平成20年度財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の内容について

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p>I 総括</p> <p>1 運営の合理化に資する意見</p> <p>(1) 出資団体に関するもの</p> <p>① 団体に対する意見</p> <p>ア 新公益法人制度への対応について</p> <p>新しい公益法人制度に関する法律については、平成18年6月2日に公布され、平成20年12月1日に施行されたところである。これにより、現行の公益法人は施行後5年間の移行期間内に、一般社団法人又は一般財団法人として認可を受けて存続するのか、公益性の認定を得て公益社団法人、公益財団法人を目指すのか選択する必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。</p> <p>今回監査した財政的援助団体のうち関係する1つの社団法人と5つの財団法人については、いずれも公益認定を希望はしているものの、その具体的な対応を決めている団体は無かった。</p> <p>については、法のいう事業の経理的基礎と技術的能力の整備を進め、新制度に向けて適切な対応に努められたい。</p> <p>イ 役員会における本人出席率の向上について</p> <p>今回監査を実施した出資団体等において、</p>	<p>ア 新公益法人制度への対応について</p> <p>(社団法人島根県物産協会)</p> <p>当協会の新公益法人制度への対応については、本年度事業計画の中で協会の存立に関わる組織、運営形態等について慎重に検討を進めるようしており、8月末には県総務課の公益法人個別相談を受けるなどし、今後、主務課のしまねブランド推進課との協議、調整を重ねながら準備を進めていきたい。</p> <p>(財団法人島根県環境管理センター)</p> <p>公益財団法人認定申請に向けて、移行スケジュールや課題等について検討を行っている。</p> <p>(財団法人島根県みどりの担い手育成基金)</p> <p>平成21年3月に関係機関からなる「公益法人制度移行検討会」を立ち上げた。今後は、この検討会において新制度に向けた財団のあり方や方向性等を検討し、理事会において移行先を決定することとしている。</p> <p>(財団法人くにびきメッセ)</p> <p>「公益法人改革に対する県出資等団体の対応検討について」(平成21年1月22日付け人第1069号総務部総務課長・人事課長・財政課長通知)に基づき、平成21年7月に新公益法人制度移行に係るシミュレーションを行い課題を整理した。今後とも県との調整を図りながら、新制度に対応すべく準備を進めたい。</p> <p>(財団法人しまね産業振興財団)</p> <p>新公益法人制度の対応について、当財団は平成23年度中の移行申請を目指して準備を進めている。7月には県総務部の公益法人シミュレーションヒアリングが行われたところであり、今後とも県との調整を図りながら、新制度に対応すべく準備を進めたい。</p> <p>イ 役員会における本人出席率の向上について</p> <p>(社団法人島根県物産協会)</p>

理事会等の役員会への本人の出席率が低い団体があった。

団体をより活性化させていくためには、役員が出席して責任ある立場から議論することが重要である。

また、新公益法人制度では、理事会、評議員会において代理人出席や書面投票による議決は認められないこととなっている。

については、役員会における本人出席率の向上に取り組まれない。

当協会役員会、理事会への本人出席率の向上については、会議開催の日程調整等を行い、出席率の向上に努めている。

(財団法人島根県環境管理センター)

開催日の設定については、十分な調整期間を設けるなどにより対応しているが、今後は、役員選任に当たり、本人出席の可能性を重要な要件に加え検討することとしている。

(財団法人島根県みどりの担い手育成基金)

日程調整を図ることにより出席率の向上に努める。

(財団法人くにびきメッセ)

理事、経営委員本人に出席いただくように要請を行うとともに、日程調整に努める。

(財団法人しまね産業振興財団)

当財団においては、理事会、経営委員会とも、理事、経営委員の本人出席率が比較的高い状況にある。今後も理事、経営委員本人に出席いただけるよう日程調整等を行うとともに、人選にも配慮したい。

② 所管課に対する意見

ア 新公益法人制度への対応について

新しい公益法人に関する法律が施行されたところであり、所管課は、団体が新公益法人制度へ適切な対応ができるよう、今後とも指導されたい。

ア 新公益法人制度への対応について

(総務課)

新公益法人制度の周知を図るため、以下のとおり、公益法人を対象とした説明会及び個別相談会のほか職員を対象とした説明会を行っている。

〈公益法人を対象とした説明会〉

平成20年7月30日

松江市（県民会館） 400人程度

平成20年11月17日

松江市（県民会館） 400人程度

平成20年12月15日

隠岐の島町（県合同庁舎） 14人

平成21年3月5日

松江市（県庁） 18人

〈公益法人を対象とした個別相談会〉

平成20年7月30日

松江市（県民会館） 3法人

平成21年1月22日～6月25日（毎週木曜日）

	<p>松江市（県庁） 延べ58法人 平成21年8月6日～（毎週木曜日） 松江市（県庁） 〈職員を対象とした説明会〉 平成20年9月29日 県庁講堂 40人程度 平成20年12月18日 県庁講堂 40人程度 平成21年8月21日 県庁講堂 40人程度</p> <p>（廃棄物対策課） 新公益法人制度については、財団法人島根県環境管理センターを対象とした試算（シミュレーション）の実施等を通じ、県と団体で移行に向けた課題の整理を行うこと等によって、共通認識を深めている。 今後の移行手続きに向けて、所管団体において適切な対応が図られるよう、引き続き適切な情報提供等に努める。</p> <p>（障害者福祉課） 財団法人島根県障害者スポーツ協会については、事業の公益性があると考えられること及び団体も公益財団法人の認定を希望していることから、総務課の実施する窓口相談等を活用し、公益財団法人の認定に向けた情報提供及び指導等の支援を行っていく。</p> <p>（林業課） 移行期間内に手続を行うよう指導している。</p> <p>（商工政策課） 「公益法人改革に対する県出資等団体の対応検討について」（平成21年1月22日付け人第1069号総務部総務課長・人事課長・財政課長通知）に基づき、平成21年7月に新公益法人制度移行に係るシミュレーションを行い課題を整理した。財団法人くまびきメッセが新公益法人制度に適切に対応できるよう、引き続き指導を行う。</p> <p>（しまねブランド推進課） 新公益法人制度移行に係るシミュレーションを行い課題の整理を始めた。社団法人島根県物産協会が新公</p>
--	---

益法人制度を機に適切な法人に移行できるよう、引き続き指導を行う。

(産業振興課)

財団法人しまね産業振興財団が新公益法人制度へ適切に対応できるよう、経理的基礎及び技術的能力の確保など法が求める認定基準の整備に向けて引き続き指導を行うとともに、これを契機に各事業が更に効果的に実施されるよう支援する。

(2) 公の施設の指定管理者に関するもの

① 所管課に対する意見

ア 指定管理の引継について

指定管理者の交代があった施設（1施設）について引継状況を監査したところ、協定では引継方法を別途協議するとなっていたが、その協議が行われず、現金（予約金）や個人情報を含む予約簿等が、県の立ち会いのないまま次期指定管理者に引き渡されていた。

また、全体として次のような問題点が見受けられた。

- ・平成17年の指定管理制度導入に当たって、管理運営に必要な帳簿類や情報がきちんと引き継がれていない等の状況があった。
- ・指定管理の具体的な引継方法が協定には定められていなかった。
- ・帳簿類については5年間保存することとなっているが、引継後の保存方法が定められていなかった。

さらに、協定において、県は指定管理者が管理すべき物件を記載した備品台帳を指定管理者に提示することとなっているが、提示されないままとなっている施設もあり、管理物件の引継が曖昧なものとなることが懸念される。

については、指定管理者の交代があった場合にも、混乱が生じることがなく、指定管理施設が円滑に管理運営されるよう、次の事項について協定に定めることを検討されたい。

- ・引継の際における必要な引継事項を定め、県の責任と指定管理者の責任を明確

ア 指定管理の引継について

(人事課)

指定管理者の公募に伴い管理者が交代する場合も想定し、制度一斉導入時（平成17年度）より、指定管理者の選定に際しては、現管理者以外の応募者に対して、円滑に業務を開始するための「移行計画」の提出を求めて審査を行っている。

また、次期指定管理の更新（平成22年度）に向けては、現時点での協定書の内容を見直した標準協定書を作成する予定であり、引継ぎに関しても、必要な事項を定めることとしている。

なお、指定管理者の決定は議会の議決事項であることから、早期の議会上程を視野に入れたスケジュールで指定管理候補者の選定作業を行い、一定の引継期間を確保するよう努めている。

にすること。

- ・次期指定管理者の管理運営業務の準備のための適切な引継期間を設定すること。
- ・前指定管理者は管理運営に必要な帳簿類や情報を県の立ち会いのもとに引き継ぐことを義務づけること。

イ 毎月の業務報告の検証について

各所管課においては協定に基づき、各施設における使用料等の収入について、毎月又は年度末に報告を求めているが、収入実績として報告された数値の検証に関しては、報告数値の基になる使用許可申請書等の関係書類との突合などの検証作業が行われていない状況が見受けられた。

使用料等の収入は、県への納付義務の有無にかかわらず、県の施設の収入状況を把握する観点から正確性を求められるものであるため、検証のあり方について検討されたい。

イ 毎月の業務報告の検証について

(文化国際課)

県立美術館の学芸と総務業務は、県が直営で運営しており、指定管理業務として委託している美術館の観覧収入等徴収業務については、指定管理者からの業務日報による報告があるほか、毎月の業務報告書が提出される際には、県立美術館の総務担当が報告書を確認の上、当課に提出している。

今後は、指定管理者と協議の上、これらの業務報告と関係書類との突合等の検証作業を行うことを検討したい。

(健康福祉総務課)

今後は、毎月の業務報告提出時に使用許可申請書及び経理関係書類との突合を行うことにより検証を行うこととする。

(障害者福祉課)

毎月の業務報告書提出時に使用許可申請書及び経理関係書類との突合を行うことにより検証を行うこととする。

(商工政策課)

事業報告書により報告された利用料金の収入実績について、利用申込書と収入経理簿の突合などにより、報告数値を検証することとした。

(産業振興課)

施設の使用料等収入については、毎月開催する業務実績報告会において収入状況を確認しているところであるが、今後は、その際に施設の使用承認申請書と指定管理者の請求書類、収入実績額との突合を行うなど適切な検証を実施することとした。

(都市計画課)

	<p>平成21年3月に、各県立公園の实地調査を実施し、使用許可申請書等の関係書類の検証を行った結果、適正に処理されていると認められた。</p> <p>島根県立都市公園運営管理要領で年2回実施することとしている实地調査において、引き続き検証を行う。</p> <p>(文化財課)</p> <p>古代出雲歴史博物館では、その業務の一部について指定管理制度を導入しており、観覧料の徴収や施設・設備の維持管理業務は、指定管理者の業務となっている。</p> <p>収入実績数値の検証については、総務担当が、入館者数等を記した日報の数値と収入額を突合しているが、指定管理者において転記ミスによる納付漏れがあったことから、指定管理者と協議の上、転記ミスが生じないよう日報等の書式を改善したところである。</p>
<p>II 個別</p> <p>1 島根県商工会連合会</p> <p style="text-align: center;">(所管課：中小企業課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 会計事務処理における内部牽制システムについて</p> <p>団体では、平成19年11月の職員の経理不祥事を契機に会計規程を見直し、さらに公印取扱規程を新たに制定し、印鑑、預金通帳などの保管管理について管理責任を明確化するとともに、適宜抜き打ち検査を実施する規定を設け内部牽制システムを整備された。</p> <p>一方、監査を実施した各商工会においては、特に見直しが行われていなかった。</p> <p>については、会計処理上の責任の明確化や内部牽制システムの整備について各商工会を指</p>	<p>① 会計事務処理における内部牽制システムについて</p> <p>当会における業務改善の実施内容と成果を基に、各商工会に対してコンプライアンスマニュアルによる倫理観の高揚と法令遵守態勢の強化、並びに関係規程等の整備による事務処理の明確化と厳正化を図る。</p> <p>併せて、内部牽制システムの導入等を各商工会に指導する。</p>

<p>導されたい。</p> <p>② 会計事務研修の実施について</p> <p>監査を実施した商工会での会計事務処理の状況をみると、予定価格調書が作成されていない事例や、合い見積もりが徴されていない事例、通勤手当等の認定手続が不備な事例が見受けられた。</p> <p>こうしたことから、各商工会において適切に会計事務や庶務事務が行われるよう指導されたい。</p> <p>③ 商工会の改革への取組について</p> <p>商工会は市町村合併の進展を受け、52商工会から21商工会となっている。</p> <p>また、厳しい経済状況や経営状況が続く中で会員数は平成17年度に比べ10%減少し平成19年度には9,900人となっている。</p> <p>こうした中で、商工会はその役割である「地域の商工業の振興」、「経営支援」及び「地域振興」を果たしていかなければならない。</p> <p>については、平成17年12月に団体がまとめた報告書「今後の商工会のあり方」に基づき、商工会の改革に一層取り組まれたい。</p>	<p>② 会計事務研修の実施について</p> <p>事務処理の厳正化・適正化に資することを目的に、今年度中に関係規程の改正を予定しており、併せて、小規模補助金交付要綱、商工会運営指針及び関係規程に基づいた適切な事務処理を行うよう、事務担当者研修会等を通じて商工会に対する指導を徹底強化する。</p> <p>なお、平成21年7月9日に開催された今年度第2回商工会事務局長会議において、各商工会に対して説明・指導を行った。</p> <p>③ 商工会の改革への取組について</p> <p>昨年度、17商工会に対して巡回訪問を実施し、各商工会の正副会長と合併後の現況を中心に意見交換を行った。また、商工会と会員をつなぐ上で最も重要である巡回指導の強化を今年度の重点事項に掲げ、特に商工会未利用会員への巡回を優先的に実施するよう決定した。</p> <p>合併後2年が経過したことから、今年度全会員を対象としたアンケート調査を行い、合併後の商工会に対する満足度を把握するとともに、これからの商工会に何を求めているのか検討を行い、今後の商工会と企業支援について県連としての指導力を発揮していく。</p>
<p>2 奥出雲町商工会</p> <p>(所管課：中小企業課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>○指摘事項</p> <p>① 規程等に反した事務処理がなされていたもの</p> <p>公用車（所有する2台が全て補助対象）については、奥出雲町商工会車両管理規程第4条により、公用車台帳を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていなかった。</p>	<p>① 規程等に反した事務処理がなされていたもの</p> <p>監査指摘以後、速やかに整備を行った。</p>
<p>3 財団法人島根県環境管理センター</p> <p>(所管課：廃棄物対策課)</p> <p>(1) 所管課</p>	

<p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 今後の経営のあり方について</p> <p>平成14年4月に供用開始した管理型第1期処分場の残余容量の減少に対処するため、平成18年8月に建設に着手し、翌年11月に供用開始した管理型第2期処分場については、その建設費に関し、新たな借入れを行わず、国及び島根県の補助金と内部留保金で対応するなど、団体の経営は概ね順調に推移してきている。</p> <p>しかしながら、企業のリサイクル意識の高まりや景気の急激な悪化により産業廃棄物最終処分量の減少が予想され、また、内部留保金の減少に伴い、運転資金について、新たに外部からの調達を検討することも必要となるなど、団体をめぐる経営環境は今後厳しさを増すものと考えられる。</p> <p>については、経費の節減や事業収入の確保など、中長期的な経営安定にも意を用いられたい。</p>	<p>① 今後の経営のあり方について</p> <p>土地資産の償却資産への振替により費用化（減価償却費）を図り、内部留保資金の確保に努めるとともに、委託業務の見直し等を行い、経費の節減に努めている。</p> <p>また、会社への訪問営業、ダイレクトメールでの周知等、継続的な営業活動を推進している。</p>
<p>4 島根県漁業信用基金協会</p> <p>(所管課：水産課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 今後の経営のあり方について</p> <p>団体においては、平成16年度から5年間で</p>	<p>① 今後の経営のあり方について</p> <p>経営改善計画に従って引き続き経営の安定に努め</p>

<p>期間とする経営改善計画を策定し、求償権の行使による代位弁済した貸付金の回収向上などに取り組んでおり、平成19年度末の求償権残高は回収、償却等により前年度末に比較して21.9%減少したところである。</p> <p>しかしながら、その金額は95件の13億2千万円余と多額に達しているため、回収に引き続き取り組み、経営の安定に努められたい。</p>	<p>ており、求償権の回収に取り組んだ結果回収が24%計画を上回り、平成20年度末の求償権残高は80件の10億7千万円余と前年度末に比較して18.9%減少した。</p> <p>また、有価証券の運用見直しによる運用利息の増加があったことや事業管理費の削減などにより、平成20年度末には当期利益を計上した。</p> <p>なお、今年度中に今後の経営改善計画を策定し、更なる経営の改善に努めることとしている。</p>
<p>5 財団法人しまね産業振興財団 (所管課：産業振興課、企業立地課、中小企業課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 小規模企業者等設備貸与事業の債権管理について</p> <p>小規模企業者等及び中小企業者等に対して行う設備貸与事業の債権は、平成19年度末残高が23億7,616万円余である。</p> <p>債権管理については、これまでに債権管理アドバイザーを配置するなど債権回収に取り組まれているが、債権残高のうち回収が懸念される債権は、平成19年度末においては7億2,454万円余である。</p> <p>については、債権管理アドバイザーをさらに活用するなど債権回収に取り組まれたい。</p> <p>また、設備貸与事業債権管理規程では、貸倒引当金について毎事業年度末に過去の貸倒れの実績を勘案し貸倒引当金を債権分類ごとに引き当てることとしており、平成19年度末での引き当てに必要とされる額は5億4,749万円余である。</p> <p>しかしながら、平成19年度末の引き当て額は3億1,204万円余であり、引き当てに必要な額に対し57%程度にとどまっている。</p>	<p>① 小規模企業者等設備貸与事業の債権管理について</p> <p>小規模企業者等設備貸与事業の債権管理については、平成19年度より、貸与先全社から毎年決算書を徴収し資産査定を行うなど、未収債権の回収とその発生防止に努めている。</p> <p>これらの結果、平成20年度末時点の貸倒引当金の要引当額5億5,883万円余に対して実際の引当額は3億4,824万円余となり、引当率は62.3%となった。今後も未収債権の回収及びその発生防止に努めるとともに、財務内容の改善を図り、早期に貸倒引当金を満額計上できるよう努力したい。</p>

<p>については、今後も財務内容の改善を図り貸倒引当金の積み増しに努められたい。</p>	
<p>6 アイカム株式会社 (所管課：健康福祉総務課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 貸出施設の利用方法の見直しについて</p> <p>指定管理者は指定管理に当たって定められた使用料収入の目標額の達成に向けて利用者の確保に努めているところであり、貸出施設の利用率は年を追って向上している。それにもかかわらず使用料収入は減少してきているが、これは、無料で利用できる減免対象者が増加し、有料利用者が利用しにくい状況となっているためである。</p> <p>このため、収入目標額を上回った場合に指定管理料が加算されるメリットシステムが有効に機能しない状況となっている。</p> <p>については、受益者負担と公平性の観点から貸出施設の利用方法の見直しについて検討されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>① 貸出施設の利用方法の見直しについて</p> <p>総合福祉センターは高齢者、母子家庭の母及び児童、寡婦、障害者その他県民に対し福祉に関する相談、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るための拠点施設として設置された。</p> <p>設置目的に合致した利用に対する減免措置については、少子高齢化が著しい本県において、県民の福祉分野への社会参加活動促進を図ることは重要な課題であり、そのために必要な施設を提供することは県として必要な施策であるとの認識のもと行っているものである。</p> <p>総合福祉センターの現減免基準については、指定管理者のメリットシステムが有効に機能しない原因となっていることは理解しているが、上記のような観点から実施しているものであるので、本施設にふさわしいメリットシステムのあり方や有料利用者の利用増について慎重に検討を行っているところである。</p> <p>具体的には昨年度下半期から減免団体の利用の現状について情報収集を行っており、現在も継続中である。また、公の施設の見直しの結果、空きスペースとなる部分を来年度から新たに貸出施設として追加することとし、有料利用者が利用しやすくなるよう環境整備を行った。</p>
<p>7 浜田ビルメンテナンス株式会社 (所管課：健康福祉総務課)</p> <p>(1) 所管課</p>	

<p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① 貸出施設の利用方法の見直しについて 貸出施設の利用方法については、いきいきプラザと同様の状況がみられるので、あわせて見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>① 貸出施設の利用方法の見直しについて 総合福祉センターは高齢者、母子家庭の母及び児童、寡婦、障害者その他県民に対し福祉に関する相談、情報の提供及び研修を行うことにより、県民が心豊かに健やかに暮らせる福祉社会の実現を図るための拠点施設として設置された。 設置目的に合致した利用に対する減免措置については、少子高齢化が著しい本県において、県民の福祉分野への社会参加活動促進を図ることは重要な課題であり、そのために必要な施設を提供することは県として必要な施策であるとの認識のもと行っているものである。 総合福祉センターの現減免基準については、指定管理者のメリットシステムが有効に機能しない原因となっていることは理解しているが、上記のような観点から実施しているものであるので、本施設にふさわしいメリットシステムのあり方や有料利用者の利用増について慎重に検討を行っているところである。 具体的には昨年度下半期から減免団体の利用の現状について情報収集を行っており、現在も継続中である。また、公の施設の見直しの結果、空きスペースとなる部分を来年度から新たに貸出施設として追加することとし、有料利用者が利用しやすくなるよう環境整備を行った。</p>
<p>8 (NPO) 出雲スポーツ振興21 (所管課：都市計画課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項 本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>イ 運営の合理化に資する意見</p> <p>① スポーツの拠点施設としての活用について 指定管理業務のひとつとしてスポーツの普</p>	<p>① スポーツの拠点施設としての活用について 浜山公園は、学校関係にとどまらず社会人スポー</p>

<p>及振興に関する業務が掲げられているところから、指定管理者は地域のスポーツ教室の開催などの自主事業を実施しているが、当施設は県のスポーツ振興の拠点として位置付けて整備されたものである。</p> <p>ついては、県教育委員会等と連携を図って、県全体のスポーツ振興の拠点施設としての機能が十分発揮できるよう努められたい。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p>	<p>ツや地域スポーツなど、年間を通じて多くのスポーツ活動に利用されており、体育館では年間約15万人の利用があり、全国規模から地域レベルまで年間100あまりの大会が開催されるなど、既に県内の総合的スポーツ拠点施設としての機能を発揮している。</p> <p>また、バスケットボールのbjリーグ参入決定により、平成22年からはプロスポーツ開催の場としての役割の一端も担う予定である。</p> <p>今後も引き続き、スポーツ振興の拠点施設としての役割を果たすため、適宜、教育委員会や各種競技団体等と連携・調整を行い、バランスのとれた運営に努める。</p>
<p>9 ミュージアムいちばた</p> <p>(所管課：文化財課)</p> <p>(1) 所管課</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。</p> <p>(2) 団体</p> <p>ア 改善等を要する事項</p> <p>○指摘事項</p> <p>① 指定管理に係る協定書に定められている観覧料、預金利息について納付漏れがあったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観覧料 <p>19年度6月分の観覧料について、転記ミスによる納付漏れが19,800円あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金利息 <p>観覧料専用預金口座に発生する利息の帰属についての理解不足により、その利息29,195円（18年度31円、19年度29,164円）の納付漏れがあった。</p>	<p>① 指定管理に係る協定書に定められている観覧料、預金利息について納付漏れがあったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観覧料 <p>平成20年11月14日付けで県へ納付した。</p> <p>今回の監査以降、日々の観覧料報告書の点検及び不定期にレジ現金との確認を県担当者も交え行い、このようなことの無いよう運営していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預金利息 <p>平成20年11月14日付けで県へ納付した。</p> <p>監査以降、半期毎に通知される金融機関の利息報告書に基づき、県へ報告、納付書によって納付している。</p>

島根県監査委員公表第9号

地方自治法第199条第2項の規定により実施した平成20年度行政監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年11月10日

島根県監査委員 井 田 徳 義
同 和 田 章 一 郎
同 山 崎 悠 雄
同 山 川 博 司

平成20年度行政監査の結果に基づき講じた措置の内容

組織及び運営の合理化に資するための意見	措 置 の 内 容
<p>「県が発行する刊行物の作成及び活用状況について」</p> <p>今回監査対象とした刊行物については、おおむね適切に作成され、配布されていたが、今後、県が刊行物を作成し、発行するに当たっては、特に次の点に留意されたい。</p> <p>1 刊行物の目的及び必要性について</p> <p>定期刊行物の中には、発行が重ねられていく中で、配布先や作成部数等について目的や必要性に沿った検討が十分行われなまま作成されているものがあつた。刊行物の作成に当たっては、その目的及び必要性に照らし、内容、配布先、作成部数等について十分検討されたい。</p> <p>2 編集協議の実施について</p> <p>刊行物を作成するに当たっては、グループや課内で十分編集協議を行うとともに、必要に応じて他課や関係機関等にも意見を求めるなど、より効果的な内容となるよう努められたい。</p> <p>3 刊行物作成に係る事務手続について</p> <p>刊行物発注の際には、規格、紙質、納入方法など必要な事項を記載した印刷仕様書を適切に作成されたい。</p> <p>また、印刷に併せて電子データを納入させる場合や再生紙を使用する場合にはその旨を仕様書に明記されたい。</p> <p>予備として必要以上に印刷したものや、配布する必要性を十分検討しないまま従前と同様の部数を印刷されたものがあつたが、配布先での活用状況を調査する等により作成部数の積算を適切に行われたい。</p> <p>4 再生紙の使用及び表示について</p> <p>環境に配慮する観点から、現在県において推進されて</p>	<p>監査結果を踏まえて、今後、県が刊行物を作成し、発刊するに当たっては、下記「県が発行する刊行物の作成に関する指針」に基づき、作成する。</p> <p>(知事)</p> <p>今後、刊行物を作成し、発刊するに当たっては、下記の「県が発行する刊行物の作成に関する指針」(広聴広報課策定)に基づき、作成する。</p> <p>なお、同指針については、通知文により全職員に対し周知徹底を図っている。</p> <p>(公安委員会委員長)</p> <p>記</p> <p>「県が発行する刊行物の作成に関する指針」</p> <p>県が発行する冊子やパンフレットなどの刊行物は、県の計画、施策内容、事業成果等の県政に関する情報や制度の周知等のための重要な媒体になるものである。</p> <p>このため、刊行物をより意義のあるものとし、今後の県行政の推進に資する観点から、県が刊行物を作成し、発行するに当たっての基本的事項を以下のとおり定める。</p> <p>1 対象となる刊行物</p> <p>原則、県が作成し、発行する全ての刊行物を対象とする。</p> <p>2 基本的事項</p> <p>(1) 刊行物の目的及び必要性について</p> <p>刊行物の作成に当たっては、その目的及び必要性に照らし、内容、配布先、作成部数等について</p>

<p>いる「島根県グリーン調達推進方針」に基づく再生紙の優先的使用について、さらに徹底されたい。</p> <p>また、使用した場合の統一的な表示方法について検討されたい。</p> <p>5 インターネットによる情報提供の推進について</p> <p>インターネットによる情報発信は、広く一斉に情報を届けることができるという利点があるので、印刷物の発行だけではなくインターネットとの併用に引き続き積極的に取り組まされたい。</p> <p>また、配布先が行政機関や関係団体に限定されている刊行物については、経費節減や森林資源の保護などの観点から、インターネットへの移行について検討されたい。</p> <p>なお、内容をホームページに掲載する場合は、インターネットの利用が可能な関係機関等については刊行物の配布を見直されたい。</p> <p>6 刊行物の作成上の留意点について</p> <p>専門用語や外来語を使用する場合は、読者の視点に立って、注釈等による説明や適切な言い換え（平成15年10月10日付け総務部長通知）等の工夫を行い、簡潔で分かりやすい表記・表現に心がけて情報提供するようにされたい。</p> <p>また、刊行物について読者からの問い合わせに対応するため、少なくとも課名、電話番号を表示するとともに、FAX番号、メールアドレスについてもできる限り表示するようにされたい。</p> <p>7 刊行物の活用について</p> <p>刊行物は、作成しただけではその目的を達成していることにはならず、適切に配布され、活用されることが重要であるが、市町村や関係団体等に配布した後に、その評価・意見の把握や残部数の確認が行われていないものがほとんどであった。</p> <p>については、必要に応じて掲載内容、配布方法等についての意見の聴取、アンケート調査の実施、配布先への残部数の照会等を行い、その結果を今後の刊行物の発行に生かされたい。</p>	<p>十分検討すること。</p> <p>(2) 編集協議の実施について</p> <p>刊行物を作成するに当たっては、グループや所属内で十分編集協議を行うとともに、必要に応じて他の所属や関係機関等にも意見を求めるなど、より効果的な内容となるよう努めること。</p> <p>(3) 刊行物作成に係る事務手続について</p> <p>① 刊行物発注の際には、規格、紙質、納入方法など必要な事項を記載した印刷仕様書を適切に作成すること。また、印刷に併せて電子データを納入させる場合や再生紙を使用する場合にはその旨を仕様書に明記すること。</p> <p>② 予備として必要以上に印刷したり、配布する必要性を十分検討しないまま従前と同様の部数を印刷することのないように、配布先での活用状況を調査する等により作成部数の積算を適切に行うこと。</p> <p>(4) 環境への配慮について</p> <p>① 環境に配慮する観点から、刊行物への再生紙の使用、インクやその他の材料など、「島根県グリーン調達推進方針」に基づく調達を行うよう、さらに徹底すること。</p> <p>② 再生紙を使用した場合は、原則、再生紙を使用した旨と古紙パルプ配合率を併せて表示すること。</p> <p>(5) インターネットによる情報提供の推進について</p> <p>① インターネットによる情報発信は、広く一斉に情報を届けることができるという利点があるので、印刷物の発行だけでなくインターネットとの併用に引き続き積極的に取り組むこと。</p> <p>② 配布先が行政機関や関係団体に限定されている刊行物については、経費節減や森林保護の観点から、インターネットへの移行について検討すること。</p> <p>③ 内容をホームページに掲載する場合は、インターネットの利用が可能な関係機関等については刊行物の配布を見直すこと。</p>
--	---

(6) 刊行物の作成上の留意点について

- ① 専門用語や外来語を使用する場合は、読者の視点に立って、注釈等による説明や適切な言い換え（平成15年10月10日付け総務部長通知）等の工夫を行い、簡潔で分かりやすい表記・表現に心がけた情報提供を行うこと。
- ② 刊行物について読者からの問い合わせに対応するため、所属名、電話番号を表示するとともに、FAX番号、メールアドレス、ホームページアドレスについてもできる限り表示すること。

(7) 刊行物の活用について

刊行物の目的達成のためには、適切に配布され、活用されることが重要であることから、必要に応じて掲載内容、配布方法等についての意見聴取、アンケート調査の実施、配布先等への残部数の照会等を行い、その結果を次回の発行に当たって生かすように努めること。

3 適用年月日

この指針は、平成21年8月3日から適用する。

平成20年度行政監査の結果を踏まえて、今後、教育委員会が刊行物を作成し、発刊するに当たっては、下記の「教育委員会が発行する刊行物の作成に関する指針」に基づき、作成する。

(教育委員会委員長)

記

「教育委員会が発行する刊行物の作成に関する指針」

教育委員会が発行する冊子やパンフレットなどの刊行物は、県及び教育委員会の計画、施策内容、事業成果等の教育行政に関する情報や制度の周知等のための重要な媒体になるものである。

このため、刊行物をより意義のあるものとし、今後の教育行政の推進に資する観点から、教育委員会が発行物を作成し、発刊するに当たっての基本的事項を以下のとおり定める。

1 対象となる刊行物

原則、教育委員会が作成し、発行する全ての刊行物を対象とする。

2 基本的事項

(1) 刊行物の目的及び必要性について

刊行物の作成に当たっては、その目的及び必要性に照らし、内容、配布先、作成部数等について十分検討すること。

(2) 編集協議の実施について

刊行物を作成するに当たっては、グループや所属内で十分編集協議を行うとともに、必要に応じて他の所属や関係機関等にも意見を求めるなど、より効果的な内容となるよう努めること。

(3) 刊行物作成に係る事務手続について

① 刊行物発注の際には、規格、紙質、納入方法など必要な事項を記載した印刷仕様書を適切に作成すること。

また、印刷に併せて電子データを納入させる場合や再生紙を使用する場合にはその旨を仕様書に明記すること。

② 予備として必要以上に印刷したり、配布する必要性を十分検討しないまま従前と同様の部数を印刷することのないように、配布先での活用状況を調査する等により作成部数の積算を適切に行うこと。

(4) 環境への配慮について

① 環境に配慮する観点から、刊行物への再生紙の使用、インクやその他の材料など、「島根県グリーン調達推進方針」に基づく調達を行うよう、さらに徹底すること。

② 再生紙を使用した場合は、原則、再生紙を使用した旨と古紙パルプ配合率を併せて表示すること。

(5) インターネットによる情報提供の推進について

① インターネットによる情報発信は、広く一斉に情報を届けることができるという利点があるので、印刷物の発行だけでなくインターネットとの併用に引き続き積極的に取り組むこと。

② 配布先が行政機関や関係団体に限定されている刊行物については、経費節減や森林保護の観点から、インターネットへの移行について検討

	<p>すること。</p> <p>③ 内容をホームページに掲載する場合は、インターネットの利用が可能な関係機関等については刊行物の配布を見直すこと。</p> <p>(6) 刊行物の作成上の留意点について</p> <p>① 専門用語や外来語を使用する場合は、読者の視点に立って、注釈等による説明や適切な言い換え（平成15年10月10日付け総務部長通知）等の工夫を行い、簡潔で分かりやすい表記・表現に心がけた情報提供を行うこと。</p> <p>② 刊行物について読者からの問い合わせに対応するため、所属名、電話番号を表示するとともに、FAX番号、メールアドレス、ホームページアドレスについてもできる限り表示すること。</p> <p>(7) 刊行物の活用について</p> <p>刊行物の目的達成のためには、適切に配布され、活用されることが重要であることから、必要に応じて掲載内容、配布方法等についての意見聴取、アンケート調査の実施、配布先等への残部数の照会等を行い、その結果を次回の発行に当たって生かすように努めること。</p> <p>3 適用年月日</p> <p>この指針は、平成21年8月24日から適用する。</p>
--	--